

守りたい…

子どもの笑顔と未来



児童虐待防止には、早期発見・早期対応が大切です。皆さんからの相談や通告(連絡すること)が、問題解決の一步につながります。

私たち大人には、子どもたちを守り、未来を託す義務があります。子どもたちを守るため、児童虐待についてもう一度考えてみませんか？

児童虐待って何？

保護者(親権を行う者または未成年後見人、そのほか児童を現に監護する者)が、その監護する児童(18歳に満たない者)に対して、次のような行為を行うことを児童虐待といいます。

❖ 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴力を行うこと。

例：殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど

❖ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすることまたは児童にわいせつな行為をさせること。

例：性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

❖ ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置、そのほかの保護者としての監護を著しく怠ること。

例：家に閉じ込める、食事を与えない、入浴させない、病気でも病院に連れて行かない、学校に行かせない、乳幼児だけ置いて外出する、自動車の中に放置するなど

❖ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、そのほか児童に著しい心理的外傷を

与える言動を行うこと。

例：言葉で脅かす、無視する、拒否的な態度をとる、自尊心を傷つける言動を行う、ほかの兄弟と著しく差別する、夫婦間の暴力を見せるなど

児童虐待の現状

市に寄せられる児童虐待に関する相談は、年々増加傾向にあります。これは、社会の意識が高まってきた結果とも取れますが、同時に児童虐待に歯止めがかからない実情も浮き彫りになっています。

どこへ相談すればいいの？

児童虐待や子育てに関する相談は、「日光市家庭児童相談室(下記参照)」へご連絡ください。

◇「おや？この子どうしたのかな」と思ったら

虐待を受けたと思われる子どもがいましたら、ご連絡ください。あなたの連絡が、子どもを救います。

◇子育てに不安を感じたら

「自分だけが子育てをうまくできていない」、「助けてくれる人がいな

「日光市家庭児童相談室」 子どもと親の相談

今市中学校向かい(生きがいセンター敷地内)

市の家庭相談員や「NPO法人だいいじょうぶ」の相談員が、子育てや児童虐待に関する相談に応じます。

相談者の秘密は守られますので、気軽にご相談ください。

窓口相談：月曜日～金曜日

(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時30分

電話相談：毎日24時間対応 ☎ 30-7830

い」と感じたり、「この子さえないければ」などと思ってしまうことはありませんか？

子育ての不安は、決して特別なことではありません。同じように悩んでいる人はたくさんいます。一人で悩まずにご相談ください。

相談は、どんな内容でも構いません。お子さんのことや子育てのこと、ご自身のことについて、一緒に考えていきましょう。

子どもを虐待から 守るための5か条

- ① 通告は義務です。「おかしい」と思ったら迷わず連絡しましょう。
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳ではありませんか？ 子どもの立場で考えましょう。
- ③ 一人で抱え込まないで、悩みは相談してみましょう。
- ④ 親の立場より、子どもの命が最優先です。
- ⑤ 虐待は特別ではありません。あなたの周りでも起こりうることです。

